

下北山村過疎地域持続的発展計画 (案)

令和3年度～令和7年度
(2021▶2025)

奈良県吉野郡下北山村

目次

1 基本的な事項

(1) 下北山村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 村行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	10
(2) その対策	11
(3) 計画	11
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	12

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	14
(3) 計画	17
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	18

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	19
(3) 計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	19

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	21
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23

6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	2 4
(2)	その対策	2 5
(3)	計画	2 6
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	2 7
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	2 8
(2)	その対策	2 9
(3)	計画	3 0
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 1
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	3 1
(2)	その対策	3 2
(3)	計画	3 2
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 3
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	3 3
(2)	その対策	3 4
(3)	計画	3 4
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 5
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	3 6
(2)	その対策	3 6
(3)	計画	3 6
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 6
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	3 7
(2)	その対策	3 7
(3)	計画	3 7
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 8
12	再生可能エネルギーの利用の促進	
(1)	現況と問題点	3 8

(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	41
----------------------------------	----

1 基本的な事項

(1) 下北山村の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

下北山村は奈良県の東南端に位置し、東部は三重県熊野市、西部は十津川村、南部は和歌山県北山村（飛地）、北部は上北山村に接し、東西 12 k m、南北 15 k m、面積 133.53 k m²、人口 895 人（平成 27 年国調）、山林面積が 93%を占める山村です。

夏季は東風、冬季は北西の季節風が多く、雨量は年間 2,500mmから多い年は 4,000mmを超えることもある全国有数の多雨地帯であり、また、積雪は極めて少なく、気候は概して温暖といえます。

本村は、明治 22 年の市町村制施行以来一度も合併・分離することなく、令和元年に村制 130 年を迎えました。豊かな自然美と歴史性を秘めた原始林、岩場、溪谷の調和した山岳美を有し、吉野熊野国立公園の一部に指定されています。また、村の西部を南北に連なる大峰山脈には「大峯奥駈道」が縦貫しており、平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産として世界遺産に登録されました。大峯奥駈道は古くから山岳信仰の霊場となっており、修験者が釈迦ヶ岳、前鬼等の行場で岩屋にこもるなど、厳しい自然が修行の場となってきました。

村の道路インフラとしては、南北に国道 169 号が縦貫し、東西に国道 425 号が横断しており、村内の 8 集落はこの 2 本の国道と県道上池原下桑原線によって一周することができます。県庁所在地の奈良市までは 105 k m、所要時間 2 時間 45 分で、最寄り駅である三重県の J R 熊野市駅へは 35 k m、所要時間 50 分の距離にあります。村にとって最も重要な基幹道路である国道 169 号は、昭和 30 年代の池原ダムと七色ダム建設時に整備されたものですが、旧規格により建設されているため急カーブや狭隘箇所が多く、その再整備が重要課題となっています。

下北山村の住民の多くは古くから林業で生計をたててきましたが、日本の木材価格は昭和 55 年をピークに下落傾向が続き、本村の林業も長期的な不振に陥って未だ低迷を続けています。それに伴って林業関係の就労者も激減し、昭和 60 年の 113 人が平成 17 年には 18 人まで減少しました。ただ、その後はわずかながらも増加に転じ、平成 27 年には 28 人まで回復しています。

イ 過疎の状況

本村の人口は、昭和 30 年代に電源開発(株)のダム建設に伴う一時的な建設労働者の転入があり、昭和 38 年には 5,206 人を数えましたが、ダム完成による建設労働者の流出、小口・大瀬地区の水没による村外転出、そしてこの時期以後の高度経済成長下の若者の都市部流出が重なり、昭和 40 年の国勢調査では 3,188 人となりました。それ以後も社会情勢・社会構造の変化に伴い減少が続き、平成 12 年国勢調査では 1,292 人、平成 17 年には 1,212 人、平成 22 年には 1,039 人、平成 27 年には 895 人と減少の傾向が続いています。また、若年

層の流出と出生率の低下に伴って高齢者比率も高まり、平成 27 年には 47.4%と、全国平均を大幅に上回っています。

本村では過疎地域指定を受けて以降、生産機能及び生活環境における都市部との格差是正のため様々な取り組みを進めるとともに、林業に次ぐ第二の産業として観光レクリエーション産業の育成に努めてきましたが、若年層の都市部への流出は続き、人口減少及び高齢化率の上昇は続いています。今後も過疎化と高齢化の進行は続くと思われますが、その流れを少しでも緩やかに、出来れば人口減少を食い止めるべく、効果的な対策を継続しなければなりません。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

主産業である林業の不振は今後も続くものと考えられます。しかし、古来より林業に依存し現在に至った経緯と、山林面積が 90%以上を占める本村にとって林業の振興は不可欠であります。また、山林面積の 50%以上が国立公園という豊かな自然は天与の財産であると共に大きな観光資源でもあります。一方、高齢化の進行は極めて深刻な状況で、従って本村では林業の再生、観光レクリエーション産業の振興、情報技術を利用した雇用の創出並びに高齢化社会への対応を重点施策として推進することとします。

本村の林業は、需要と木材価格の低迷及び担い手不足と高齢化等により、昔ながらの「木材生産」だけを追求する形態はもはや成り立たない状況です。そのため、村では平成 28 年度から「自伐型林業」と呼ばれる小規模で環境に配慮した、持続可能な林業の取り組みを行っています。加えて、国では平成 31 年から「森林経営管理制度」をスタートさせ、様々な問題を内包している林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目指す取り組みを始めました。

村では今後、「自伐型林業」と「森林経営管理制度」を融合させながら、持続可能な林業形態の構築を目指します。

奈良県では、令和 3 年 3 月に「奈良県南部・東部振興基本計画」（以下、「県基本計画」という。）を策定して、本村を含む県南部地域の振興に関する基本方針を示しています。本村では、県基本計画を踏まえながら、地域の実情に合った社会経済的発展の施策に取り組めます。

観光レクリエーション産業では、観光の拠点施設である下北山スポーツ公園・池の平公園を中心に、県基本計画と連携を取りながら再整備を進め、入込客の増加と雇用の確保を図ります。

高齢者対策では、居住部門とデイサービス部門を併設した高齢者生活福祉センター「いこいの郷」を軸に介護保険制度を活用しながらきめ細かい対策を実施し、高齢者が安全で安心して生活できる環境の整備に努めるものとします。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

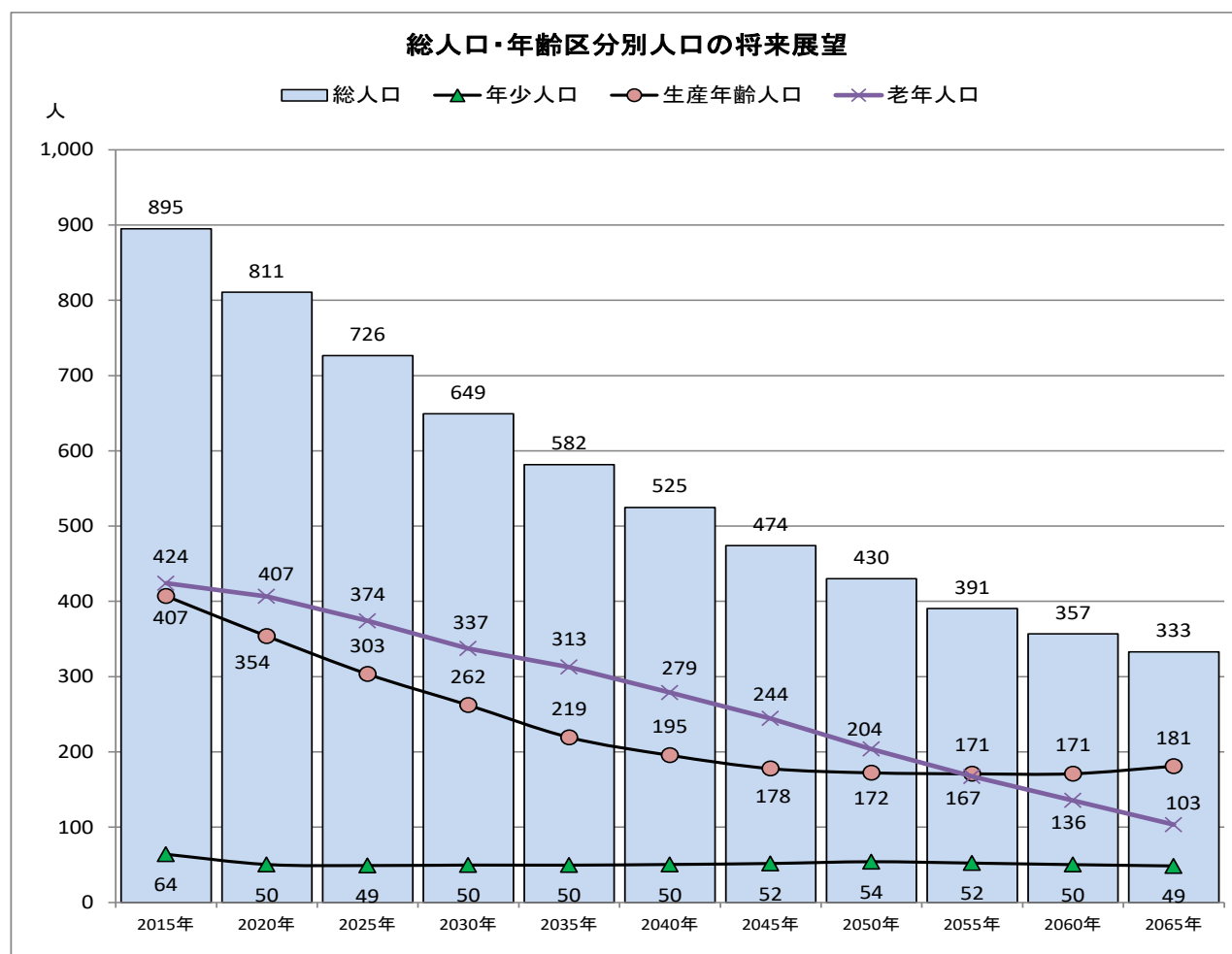
人口の推移については、全体としての減少傾向は依然として続いています。国勢調査による人口の推移は、昭和35年の4,029人が平成27年には895人になり、4分の1以下に減少しています。減少率についても、平成17年から27年までの10年間の減少率は26.2%となり、それ以前15年間の減少率を上回り、人口減少に拍車がかかった結果となっています。特に、0歳～14歳までの減少率がマイナス58.2%と突出して高く、少子化が一段と進みました。高齢者比率も年々高くなり、平成27年には47.4%となっております。

将来人口の見通しについては、平成27年度国勢調査を基準人口とする社人研の推計では2065年には170人まで減少すると推計されています。本村では、林業再生や観光レクリエーション産業の振興を図って雇用機会の確保に努めるとともに、子育て支援施策の充実による出生率の上昇を図ることにより人口減少率を抑制し、2065年の人口を333人以上に維持する目標を設定しています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,029	人 2,051	% -49.1	人 1,514	% -26.2	人 1,212	% -19.9	人 895	% -26.2
0歳～14歳	1,169	509	-56.5	195	-61.7	153	-21.5	64	-58.2
15歳～64歳	2,595	1,197	-53.9	878	-26.6	558	-36.4	407	-27.1
うち 15歳 ～29歳(a)	672	207	-69.2	124	-40.1	61	-50.8	45	-26.2
65歳以上 (b)	265	345	30.2	441	27.8	501	13.6	424	-15.4
(a)/総数 若年者比率	% 16.7	% 10.1	—	% 8.2	—	% 5.0	—	% 5.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 6.6	% 16.8	—	% 29.1	—	% 41.3	—	% 47.4	—

表 1-1(2) 人口の見通し（人口ビジョン）



イ 産業の推移と動向

長期的な人口減少が続く中で就業人口の総数も減少が続いており、平成 27 年の国勢調査では総数が 385 人にまで減少しました。ただ、長らく減少してきた第 1 次産業の就業者数のうち林業就業者が増加しました。村が進めてきた林業振興施策の成果が少しずつ表れてきたことと、戦後の高度経済成長期に植林された人工林が伐採期を迎えつつあることが考えられます。

第 2 次産業では、公共工事が減少したことによる土木建設事業への従事者が減少しています。第 3 次産業においては、観光レクリエーション産業の従事者は横ばい傾向ですが、その他のサービス業や公務関係の従業者数が減少しています。

表 1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成 2 年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,013	人 825	% -59.0	人 702	% -14.9	人 514	% -26.8	人 385	% -25.1
第一次産業 就業人口比率	% 22.4 450	% 23.8 196	— -56.4	% 14.2 100	— -49.0	% 4.1 21	— -79.0	% 9.1 35	— 66.7
第二次産業 就業人口比率	% 41.7 839	% 30.5 252	— -70.0	% 30.3 213	— -15.5	% 23.2 119	— -44.1	% 16.1 62	— -47.9
第三次産業 就業人口比率	% 35.9 723	% 45.7 377	— -47.9	% 55.3 388	— 2.9	% 72.8 374	— -3.6	% 74.8 288	— -30.0

（３）村行財政の状況

ア 行政の状況

近年の情報通信技術の飛躍的な発展は、住民の価値観の変化や生活様式の多様化を加速させ、行政に対する住民ニーズも複雑化させています。本村では、人口の減少や少子高齢化の進行等の課題を抱えながらも、持続可能な地域社会の形成と地域資源を活用した活力ある村づくりを推進するため、積極的な情報公開を通じて村民の理解と協力を求め、効率的で効果的な施策の実施に努めていきます。

本村では、これまでに行政需要の変化や人口変動に対応して、様々な公共施設やインフラ施設の整備を行ってきましたが、今後それらの施設が順次更新の時期を迎えます。人口減少が続く財政状況も厳しくなる中、持続可能な地域社会の形成と村の活性化を図るためには、「下北山村総合計画」及び「下北山村地方創生総合戦略」に基づきつつ、これまで以上に長期的な視野に立った施策の実行が必要となります。

イ 財政の現況と動向

本村の普通会計における決算規模は、平成 7 年から平成 15 年までは約 25 億円から 30 億円程度で推移していましたが、その後の行財政改革の推進により徐々に減ってきて、平成 23 年から平成 30 年まではおおむね 16 億円から 19 億円で推移してきました。令和元年から 2 か年は、保・小・中合同校舎の建設事業のため約 25 億円程度に増額となりました。

財源の内訳をみると、自主財源である村税のうち住民税は人口とともに減少が続く、村税の中で大きなウェイトを占める池原ダム発電所に係る固定資産税も年々減少しています。一般財源の中で一番大きな地方交付税は、基本的な傾向としては人口減少とともに微減傾向が続いています。

財政力指数は昭和 56 年度 0.414 が平成 12 年度には 0.239、平成 22 年度 0.226、令和 2

年度 0.224 と低い水準で推移しています。

本村では平成 16 年 1 月に市町村合併に関する住民投票を行い、その結果が合併をしない単独村を選択することになったことから、単独村で生き残るために徹底した行財政改革に着手しました。職員の新規採用を抑制するとともに事務事業の見直しを徹底した結果、平成 17 年度末に 38 億円以上あった地方債残高が、平成 27 年度末では 18 億円未満まで減少し、逆に同じ期間の財政調整基金と減債基金の合計残高は 3.6 億円から 17.7 億円に増加し、財政指標も大幅に改善しました。

ただ、その後は公共施設や社会インフラの大規模改修及び更新が必要な時期になってきたことから、それらの数字も徐々に悪化に転じ、前述の保・小・中合同校舎の建設という大型事業実施により、令和 2 年度末の地方債残高は約 34 億円になる見込みです。

ウ 施設整備水準の現況と動向

公共施設の整備については毎年鋭意努力しているところですが、時代の変化に伴い新しい需要の発生や、施設老朽化による長寿命化改修や改築等の必要性が生じています。

今後の施設整備は長寿命化改修を基本とし、維持管理についても大規模な改修や更新を出来るだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、早期段階において予防的な修繕を実施することで機能の保持、回復を図る予防保全型維持管理を推進します。

表 1-2(1) 本村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	2,245,044	1,939,290	2,617,867
一 般 財 源	1,094,652	1,237,228	1,094,449
国 庫 支 出 金	404,424	99,756	108,867
都道府県支出金	207,920	72,906	81,140
地 方 債	177,000	270,800	996,700
うち過疎債	31,400	133,700	699,500
そ の 他	361,048	258,600	336,711
歳 出 総 額 B	2,187,568	1,871,045	2,515,887
義 務 的 経 費	1,291,181	545,614	549,849
投 資 的 経 費	554,834	248,848	1,096,084
うち普通建設事業	554,834	248,848	1,071,020
そ の 他	341,553	1,076,583	869,954
過疎対策事業費	484,434		
歳入歳出差引額 C (A-B)	57,476	68,245	101,980
翌年度へ繰越すべき財源 D	10,787	17,909	2,435
実質収支 C-D	46,689	50,336	99,545
財 政 力 指 数	0.226	0.20	0.23
公 債 費 負 担 比 率	21.3	12.0	14.6
実 質 公 債 費 比 率	19.0	6.2	6.0
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	94.0	79.9	92.0
将 来 負 担 比 率	—	—	—
地 方 債 現 在 高	2,040,897	1,787,037	2,935,092

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	7.6	4.2	5.5	12.3	15.7
舗 装 率 (%)	22.0	57.8	71.2	72.8	73.1
農 道					
延 長 (m)				500	500
耕地1ha当たり農道延長 (m)	89.5	50.1	17.6	—	—
林 道					
延 長 (m)				30,952	30,952
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.0	1.9	13.3	—	—
水 道 普 及 率 (%)	95.3	100.0	100.0	100.0	100.0
水 洗 化 率 (%)		20.8	69.9	73.9	81.4
人口千人当たり					
病院・診療所の病床数 (床)	6.0	6.0	6.0	0.0	0.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村ではこれまでに取り組んできた過疎対策事業により、村民の生活基盤であるインフラ施設や公共施設等の整備を推進し、福祉、医療、教育、文化等においても、ハード・ソフトの両面で都市部との格差は縮まってきました。しかしながら、人口減少率は穏やかになったものの依然として過疎化は続いています。

そのような中、本村では平成 27 年に、「森と生きる、森に遊ぶ、森で育む、きなりの郷下北山村」を将来像とした第三次総合計画及び地方創生総合戦略を策定しました。令和 2 年に策定した第 2 期地方創生総合戦略においてもこの基本方針は踏襲されており、これに基づき、村の持続的発展のための施策を推進していきます。

① 森と生きる（仕事づくり、ものづくり、ひとづくり）

- ★ 持続可能な森づくりと林業経営
- ★ きなりブランドの研究開発
- ★ 起業・就業支援
- ★ 地域内消費の喚起

② 森に遊ぶ（もてなし、ふれあい、感動づくり）

- ★ 交流・関係人口の拡大
- ★ きめ細かなもてなし体制の推進
- ★ 新しい観光資源をつくる

③ 森で育む（子どもの笑顔ときなりライフ）

- ★ 関係人口をはじめとする定住・転入の促進
- ★ 結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援
- ★ 暮らしやすい安心できる「きなりの郷づくり」

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく持続的発展のための基本目標は以下のとおりとします。

目標指標	基準値 (H28～R2 の平均 値)	目標値 (R3～R7 の平均値)	備 考
転入者数	36.2 人／年	42 人／年	
転出者数	48.2 人／年	42 人／年	
出生者数	3.8 人／年	5 人／年	

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の進捗・管理については、関係各課等から各施策の進捗状況の報告を受け、検討課

題を整理するとともに、次年度の取り組みについて協議・調整を行います。評価は計画期間の最終年度に行い、次期計画策定に活かすとともに、議会へ報告し、ホームページで公表します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」は以下のとおりです。(転記)

① 点検・診断等の実施方針

日常の点検・保守により、建物の劣化や機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や、点検・保守・整備等の業務を行います。また、経年による劣化状況、気候天候や使用特性等の外的負荷による機能低下、施設の安全性、耐久性、不具合性等について診断・評価し、各施設の課題・問題点等について把握します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

大規模な改修や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、早期段階において予防的な修繕を実施することで機能の保持、回復を図る予防保全型維持管理の導入を図り、施設を継続的に運営、利用できるよう推進します。

③ 安全確保の実施方針

危険性が認められた施設については、診断・評価し、その内容に沿って安全確保のための改修を実施します。(ただし、利用率、効率等を勘案し、総合的な判断により改修せず、供給廃止を検討する場合があります。) また、点検、診断等により高度な危険性が認められた施設、老朽化等により供給廃止され今後も利用見込みのない施設においては、統廃合及び取り壊しについて検討します。

④ 耐震化の実施方針

村民が安心して暮らすことができるよう総合的な防災対策を推進し、災害に強い村づくりを推進します。公共施設等の多くは、災害時には避難場所として活用され、庁舎等では被害情報の発信や災害対策指示が行われる等災害活動の拠点として重要とされています。平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震化について推進し、計画的に取り組めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

今後の厳しい財政状況のもとでは、公共施設等の全ての不具合や劣化等に、従来のように改築し対応することは極めて困難な状況にあります。そのため、定期的な点検・診断等による早期段階において予防的な維持管理の実施を徹底することで、大規模な改修等が必要とならないよう機能の保持、回復を図ります。また、ライフサイクルコストを縮減し財政負担への抑制と平準化を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

施設については、人口の減少に伴い利用頻度が少なくなっていくものもあり、統合・複合化等も視野に入れ、機能を維持しつつ施設の整理・最適化を図ります。利用状況等を踏まえて必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討します。空き施設及び空いた土地については、有効に活用・処分します。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

総合的な視点で計画を推進するために、財政部局及び各関係部署と連携し、総合計画、財政計画と整合性を持たせ、経済的・効率的に運営するよう取り組み体制を構築します。また、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理し、その状況を全職員が把握し、常に効率的、効果的な運営が出来るよう、職員一人ひとりが意識を高め必要な取り組みを行います。

公共施設等の整備や維持・管理等については、下北山村公共施設等総合管理計画における「公共施設の管理に関する基本的な考え方」に基づき、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

これまでの様々な過疎対策事業の実施にも拘わらず人口減少は続いています。その内容をみると、平成28年度から令和2年度までの5年間では自然増減が91人の減で、社会増減が60人の減となっています（住基データより）。

社会増減の要因として、本村では自宅から通学できる高校や大学が無い、進学時の転出減という一因がありますが、それを抑制することは困難です。中には経済的負担の増加から、子どもの進学のタイミングに合わせて家族全員が転出してしまいうケースもあります。また、高校・大学の新卒者の就業先もごく限られています。そのため、村外からの移住希望者を呼び込むための施策と、進学生徒以外の転出者を抑制する施策を並行して行う必要があります。

イ 地域間交流

本村では、過去に大阪府内の都市と友好都市提携を結んで交流を行っていましたが、現在はその交流も低調となっています。今後は、交流人口及び関係人口の拡大を、移住・定住に繋げる施策を展開する必要があります。

ウ 人材育成

人口減少と高齢化は各種産業の後継者不足を招き、地域住民が主体となってきた自治会活動や各種団体活動も、参加者の減少や固定化により十分な活動が出来なくなった組織が

増えています。人口 900 人足らずの村にとって、活力ある地域社会を持続するためには、様々な分野において新たな人材発掘と育成を行う必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

交流人口の増加及び関係人口の創出・拡大を図り、それを移住へと繋げていくため、ハードとソフト両面の施策を展開します。地域の空き家等を活用し、移住体験住宅を整備するとともに、村内の空き家状況を移住希望者に情報提供するため、空き家バンクの利活用を支援します。また、移住希望者の経済的負担を軽減するための支援制度を推進します。

定住促進については、出産・育児から教育、老人福祉に至るまで、多様な世代の定住に繋がる効果的な支援制度を検討・推進し、安心して住み続けられる地域社会づくりを図ります。

イ 地域間交流

友好都市提携の検討を進め、地域間による関係人口の拡大を目指します。また、村外の民間企業や団体及び大学等との各種連携を推進し、幅広い多様な交流を目指します。

ウ 人材育成

各産業における人材育成の取り組みを支援するとともに、後継者や新たな担い手の確保・育成に努めます。そのために、地域おこし協力隊制度を積極的に活用して外部からの人材を確保するとともに、テレワークやサテライトオフィスの施設整備等の産業振興施策を連携して推進し、多様な人材の移住・確保に繋がります。

目標指標	基準値	目標値	備 考
移住促進事業活用の移住件数	—	5 件	
地域おこし協力隊採用者数	16 人 (H28～R2 合計)	10 人 (R3～R7 合計)	
地域おこし協力隊卒業後定住者数	5 人 (令和2年度末時点)	12 人 (令和7年度末時点)	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、	(1)移住・定住	移住促進住宅(空き家)整備事業	下北山村	
	(4)過疎地域持続的発	移住定住住宅取得・改修補助事業	下北山村	

人材育成	展特別事業	(事業内容) 移住定住のための住宅取得・改修費用の一部補助	下北山村	
	移住・定住	(必要性) 移住希望者の経済的負担の軽減が必要 (効果) 移住へのハードルが下がり移住者増加に繋がる 定住促進住宅家賃補助事業 (事業内容) 一定年齢以下の世帯に対する賃貸住宅家賃補助 (必要性) 若者・子育て世代の経済的負担を軽減し、転出抑制を図る (効果) 転出者の抑制に繋がる		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（転記）
（その他施設）

その他の施設においても、必要性を考慮したうえで、優先順位を定め、計画的に適切な整備を進めていきます。

その他の施設の整備や維持・管理等については、上記の下北山村公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合性を図り、長寿命化改修を基本としながら必要に応じて更新するなど適正に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

過疎化と高齢化の進行は、そのまま農業従事者減少と後継者不足に直結し、加えて有害鳥獣被害の拡大により耕作意欲が減退し、本村の農業は年々厳しさを増しています。

本村の農地は急峻な山間の川筋に点在しており、耕作面積は約 16ha と極めて少なく、農業の形態としては自家消費型の農業が殆どです。ただ、農業の減退は農業生産額の減少だけにとどまらず、高齢者の生きがい喪失や景観の悪化をはじめ様々な面で村の活力低下に繋がってしまいます。そのため村では、水田耕作補助制度、特産物生産振興補助制度、鳥獣被害防止対策補助制度等に加え、特産物加工所や特産物集荷配送センターを整備して農業振興施策に取り組んできました。

また、平成 25 年からは地域おこし協力隊が主導して、地元農産物を直販する「土曜朝市」を開催しています。この取り組みにより農家の生産意欲が高まるとともに、農産物の地産地消が拡大しました。

イ 林 業

長い期間にわたって構造的な不況が続く日本の林業ですが、村の面積の 93%を山林が占めるという本村にとって、林業の再生は「持続可能な村づくり」にとって非常に重要な分野です。

本村では、これまでの過疎法に基づく対策の中でも、国の補助制度も活用しながら林道整備、作業道整備、間伐施業、林業後継者の育成事業等、様々な林業振興施策を展開してきましたが、未だ十分な成果は得られてきませんでした。林業関係の就労者は、昭和 60 年の 113 人が平成 17 年には 18 人まで減少しましたが、その後はわずかながらも増加に転じ、平成 27 年には 28 人にまで回復しています。

そのような中、平成 28 年からは「自伐型林業」と呼ばれる小規模で環境に配慮した、持続可能な林業の取り組みを行っています。自伐型林業とは従来の大規模皆伐型の施業ではなく、択伐と間伐を中心とした、小規模で環境に配慮した林業形態です。機械設備においても、高性能大型林業機械を使う従来型とは違って小型機械程度であり、短期的な利益は少ないながらも、長期的視点に立った環境保全型の林業です。また、長らく休止していた村営林産加工場（製材所）を平成 30 年に再開し、村産材の地域内消費を図っています。

国では平成 31 年から「森林経営管理制度」をスタートさせ、様々な問題を内包している林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目指す取り組みを始めました。

村では今後、「自伐型林業」と「森林経営管理制度」を融合させながら、持続可能な林業形態の構築を目指します。

ウ 水産業

水産業については、北山川の主要な部分が池原ダム・七色ダム湖となり、河川としては、その支流である西の川・池郷川・前鬼川がアユ・アマゴ等の生息可能水域となっており、下北山村漁業組合が毎年放流を行っています。それを目当ての釣り客は毎年多数訪れ、観光振興と関係人口の増大に寄与しています。

アユについては、西ノ川下流の七色ダム湖への流れ込み部分に、昭和 61 年に稚鮎採捕施設「やな」を設置して、ダム湖から遡上する稚鮎を捕獲しています。

エ 観 光

本村では観光を第二の産業と位置付け、昭和 50 年代から下北山スポーツ公園や池の平公園等、スポーツ・レクリエーション型観光施設の整備を行ってきました。平成 8 年にはスポーツ公園内に温泉施設「きなりの湯」がオープンし、それまでの夏季集中型の観光から通年型の観光への移行を図りました。

また、村内の一部は吉野熊野国立公園に指定されており、平成 16 年には村の西部を南北に縦貫する「大峯奥駈道」が「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産として世界遺産に登録されました。その他にも、「前鬼不動七重の滝」「明神池」「石や塔」などの景勝地や、ブラ

ックバス釣りで有名な「池原ダム湖」「七色ダム湖」には、多くの人が訪れています。令和元年の観光入込客数は 156,161 人（独自集計）で、平成 28 年と比較して約 2 万人増加しています。

観光の拠点施設である下北山スポーツ公園は開設後 30 年以上が経過しており、主要施設の老朽化が課題となっています。

オ 商工業

平成 28 年経済センサス活動調査によると、村内の小売・卸売の事業所数は 11 事業所で、従業員数は 20 人となっています。食料品や日用雑貨を扱う地域に密着した小売業者が住民の生活を支えてきましたが、村民の活動範囲の拡大に伴い、若年層を中心に日常の消費活動は村外の大型商業施設等へ移っています。小売業者の経営環境は厳しさを増しており、経営者の高齢化と後継者不足により存続が危ぶまれています。

しかし、自家用車等の移動手段を持たない高齢者にとっては日常の買い物ができなくなることから、今後は高齢者等への買い物支援が必要となってきます。

工業については、令和 2 年工業統計調査によると、村内の製造業事業所数は 7 事業所で従業員数は 30 人となっており、割り箸製造や木工品製造が主体となっています。

カ 情報通信産業

本村では、平成 21 年に情報通信関連企業を誘致しましたが、人材確保や情報インフラ等の問題により撤退し、その後は情報通信産業を生業とする事業所はありません。しかし、平成 29 年にコワーキングスペースとサテライトオフィス機能を備えた施設である「BIYORI」を整備し、情報通信産業の育成も含めた起業支援、企業誘致を図っています。

(2) その対策

ア 農業

- ① 用水路、農道の改良等、生産基盤の維持・整備に努めます。
- ② 増加する有害鳥獣被害軽減のため、防護柵設置等の支援と、猟友会と連携して有害鳥獣の駆除対策を強化します。
- ③ 特産品の安定供給体制の確立とブランド化を図るため、「下北春まな」の生産者への支援を行うとともに、担い手の高齢化に対応するため、次世代の担い手の育成を進めます。また、特産物加工所の維持・整備に努めるとともに、「春まな漬け」や「南朝味噌」の生産・販路拡大を図ります。

イ 林業

- ① 自伐型林業の確立

本村では、地域おこし協力隊制度を活用して平成 28 年より「自伐型林業」に取り組

んでいますが、未だ自立した自伐林家は育っていません。しかし、従来型の林業が行き詰っている状況の中、「森林経営管理制度」を推進するためにも林業後継者の育成は必須であり、地域おこし協力隊と自伐型林業を組み合わせ、後継者育成と森林管理の適正化を目指します。

② 林道、作業道の開設と維持管理

森林施業において重要なファクターの一つは林内路網の整備です。自伐型林業における択伐や間伐には作業道は必須であり、「壊れない作業道」の開設が重要です。また、既存の林道の保全と、作業道への接続が必要となります。

③ 木材の地産地消

本村の公共建築物は約 200 棟ありますが、特徴的なのは、観光施設や公営住宅を中心に木造建物が約 60%と多いことです。それらの多くが、今後、順次耐用年数を迎えることから、長寿命化改修や改築が必要となります。

村では、平成 30 年に林産加工場（製材所）を再開させており、村内で伐採された原木を林産加工場で製材し、公共建築物の改修や改築に使用する、木材の地産地消サイクルを確立していきます。加えて、鉄筋コンクリートや鉄骨造の公共建築物も内装の木質化を推進しており、公共事業による需要だけでも、長期間にわたり且つ計画的に一定程度の需要を確保し、自伐型林業の施業量確保と林産加工所の運営の安定化に繋がります。

ウ 水産業

- ① 稚鮎採捕施設では、安定的な採捕に結びつくよう管理については下北山村漁業協同組合に委託し、生態やダム環境等を調査研究し、水産業の振興に努めます。
- ② 遊漁者の方々が自然豊かな川でいつまでも安全・快適に楽しんでもらえるように、河川環境の維持・改善に努めます。

エ 観 光

① スポーツ・レクリエーション施設の整備

下北山スポーツ公園及び池の平公園は本村の観光の拠点施設ですが、公園内の主要施設は整備後 30 年以上を経過して老朽化が進行しているため、今後は計画的な改修や改築が必要となります。施設整備については、奈良県南部・東部振興計画との連携を保ちながら、長寿命化改修を基本としつつ必要に応じて改築も検討します。その際には、利用者ニーズを的確に把握したうえで、それに対応した施設整備を進め、入込客の増加と雇用の確保を図ることが必要です。

② 自然を活かした観光振興

「前鬼不動七重の滝」や「石や塔」の景勝地は集落から離れた奥地にあり、道路状況が良くありません。カーブの連続で狭隘箇所が多く、落石等の危険箇所も多いため、

安全対策を基本とした道路改良を進めます。

村内の河川は透明度が高く、夏季には多くの観光客が川遊びを楽しみ、釣りシーズンには多くの釣り客が訪れています。漁業組合と連携して、河川環境の維持改善を図り、観光客及び釣り客の一層の増加を図ります。

③ イベントの充実

さくら祭や夏祭等の既存イベントの内容充実を図るとともに、各種スポーツイベントや釣りイベントの開催を支援し、年間を通じた入込客の増加を図ります。

④ 宿泊客増加施策

村内の宿泊施設が割安で利用できるプレミアム宿泊券の発行などにより、宿泊客の増加を図ります。

⑤ 広域観光の推進

村単独での観光振興施策には限界があるため、奈良県南部の自治体だけでなく、三重・和歌山両県の近隣自治体とも連携して、紀伊半島南部の観光スポットを結ぶ魅力ある観光ルートの構築を図ります。また、関係自治体との連携イベントを企画し、広域的な視点で観光入込客の増加を図ります。

オ 商工業

① 地域内消費の喚起

経営環境が厳しい村内事業者を支援するため村内限定のプレミアム商品券の発行等を行い、地元消費を喚起し地域経済の活性化を図ります。

② 観光産業及びふるさと納税制度と連携した商工業振興

村民のみならず観光客や来訪者も含めた顧客の拡大を模索し、新しい特産品の研究開発を進めとともに、ふるさと納税の返礼品としての商品開発を行って商工業の振興を図ります。

③ 買い物支援策の検討

今後発生が予想される買い物難民対策として、民間事業者等とも連携しながら支援策を検討します。

カ 情報通信産業

本村では、平成 30 年に村内全域で光ケーブルが整備され、情報通信インフラに関する都市部との格差は大幅に解消されました。その前年には、コワーキングスペースとサテライトオフィス機能を備えた施設を整備して、情報通信産業育成のための条件整備に取り組んできました。今後はこの施設の活用を中心に、個人・法人を問わず起業支援と事業所誘致に取り組んでいきます。

目標指標	基準値	目標値	備 考
林産加工所における 村内産原木取扱量	2 3 m ³ (令和 2 年実績)	7 0 m ³ (R3～R7 平均)	
観光入込客数	1 3 8, 9 7 1 人 (H28～R2 平均)	1 5 0, 0 0 0 人 (R3～R7 平均)	
ふるさと納税件数	2 7 0 件 (H28～R2 平均)	3 5 0 件 (R3～R7 平均)	

(3) 計画

事業計画(令和 3 年度～7 年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	水路等補修事業	下北山村	
	林業	林内作業道整備事業(作業道開設)	下北山村	
	(4)地場産業の振興 加工施設	林産加工施設改修事業 特産物加工施設改修事業	下北山村 下北山村	
	(9)観光又はレクリエーション	スポーツ公園・池の平公園整備事業 グランド散水栓整備(2 面) 冷凍冷蔵庫改修 温泉施設改修 緑地整備機器(乗用草刈り機) 平成の森コテージ新築 平成の森防火施設整備 平成の森展望所改修 宿泊施設改修 人工芝グランド張り替え更新 前鬼口公衆トイレ改築 さくら池公衆トイレ改修	下北山村 下北山村 下北山村 下北山村 下北山村 下北山村 下北山村 下北山村 下北山村 下北山村 下北山村 下北山村	
	(10)過疎地域持続的発展 特別事業	商工会運営費補助 (事業内容) 商工会への運営補助金 (必要性) 中小企業の支援のため、経営改善普及事業等を行う商工会に対し補助が必要。 (効果) 中小企業の経営改善等を通して地域経済の活性化が図られる。 商工会等イベント助成 (事業内容) 商工関係のイベント開催の補助金 (必要性) イベント開催による集客アップ、知名度アップ、物産販売促進が必要。 (効果) 商工業者の生産販売増と、地域活性化に繋がる。	下北山村 下北山村	

		プレミアム商品券事業 (事業内容) 村内限定プレミアム商品券の発行 (必要性) 村外へ流れてしまう消費を戻し、村内での経済サイクルを拡大する必要がある。 (効果) 村内消費が拡大し、地域経済が活性化する。	下北山村	
		観光パンフレット作成 (事業内容) 観光パンフレットの作成 (必要性) 村の観光を広く宣伝するため (効果) 観光客誘致を図り、地域の活性化に繋がる。	下北山村	
		起業支援事業 (事業内容) 村内の新規起業家への補助金 (必要性) 新たに起業を考える者の経済的負担のハードルを下げる必要がある。 (効果) 起業が増加し地域活性化に繋がる。	下北山村	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
下北山村全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2 その対策」及び「3 計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（転記）
(スポーツ・レクリエーション系施設)

これまで本村では、下北山スポーツ公園をはじめとする余暇観光施設の整備を進めてきましたが、建設後 30 年を経過し、老朽箇所が目立ってきている施設があります。近年、観光施設の利用者は減少傾向にありますが、2004（平成 16）年に大峰奥駆道、前鬼が世界遺産に指定されたことでより関心を向けられるようになりました。さらなる観光事業を振興するため、温泉施設や宿泊施設等の改修等による整備の充実を図り、利用者の増加に努めます。

(産業系施設)

産業系施設は地域経済活性化において重要な施設であり、村の産業振興施策と連携を図りながら、必要に応じて改修・更新を実施します。

産業系施設及び観光・レクリエーション系施設の整備や維持・管理等については、上記の下北山村公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合性を図り、長寿命化改修を基本としながら必要に応じて更新するなど適正に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本村における情報通信系の整備については、平成 30 年の伝送路光化整備事業の実施により、光ファイバ網によるブロードバンドサービスが利用できる環境が整いました。同時に、各家庭まで配線された光ケーブルを活用して防災行政放送システムのデジタル化を整備しました。しかし、これらの通信網は有線であるため、災害時の断線による通信遮断が課題となっています。

日常の通信手段としての携帯電話は、民間の 3 大通信事業者においては、全集落内及び幹線道路沿いは通信可能となっています。

今後は、これらの情報通信インフラを如何に活用して、産業振興や医療等、住民生活の向上に役立てていくかが重要となります。

(2) その対策

災害時の情報通信手段の確保策として、携帯電話の電波を利用した防災行政放送システムの活用等新技術の導入を検討し、光ケーブル断線時の対応策を急ぎます。

また、公共施設を中心に無料 Wi-Fi スポットを増設して、村民や来訪者の利便性を向上させます。

目標指標	基準値	目標値	備 考
無料 Wi-Fi 整備済みの公共施設数	8 カ所 (令和 2 年度末時点)	15 カ所 (令和 7 年度末時点)	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設	防災行政放送スマートフォン受信システム整備	下北山村	
	その他の情報化のための施設	公共施設無料 Wi-Fi スポット整備	下北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

① 国道、県道

村の産業振興、村民の生活文化の向上を図る基礎的なものが道路の整備です。本村では南北に国道 169 号が縦貫し、東西に国道 425 号が横断しており、この 2 本の国道と県道上池原下桑原線によって村内を一周できます。また、平成 15 年 12 月に村道不動線の不動トンネルが開通し、国道 169 号のバイパス的な役割を担い、隣村の和歌山県北山村との所要時間が約 40 分短縮されました。

さらに、国道 169 号の最大の難所であった伯母峰峠が平成 15 年 1 月、5 つのトンネルと 3 つの橋でつながれ全線 2 車線となりました。しかしながら、同国道の上北山村から下北山村の間は、昭和 30 年代の池原ダムと七色ダム建設時に整備されたものであり、旧規格により建設されているため急カーブや狭隘箇所が多く、その再整備が重要課題となっています。国道 425 号については、村内総延長 28.2 k m のうち、改良済区間は約 5.2 k m（令和 3 年 3 月現在）と改良率は低く、早期の改良促進が期待されます。

県道 229 号（上池原下桑原線）は地域住民の生活道路として利用頻度が高く、今後も未改良箇所（村内総延長 6.4 k m、改良済 5.8 k m、（令和 3 年 3 月現在）の早急な整備が期待されます。

② 村道

村道は、104 路線（総延長 65,444m）により村内をカバーしています。このうち 1 級村道は 8,407m、2 級村道は 6,572m、その他村道は 50,465m、改良率は 15.7%、舗装率は 73.1%となっています。路線のほとんどは国道・県道を起点として集落内を連絡し生活基盤を支えています。一部の路線は集落から離れた景勝地へのアクセス道路となっています。

村道は、全般的に狭隘箇所や急カーブ等の改良を要する箇所が多く、崩土等の危険箇所も多数あり、計画的な改良が必要です。その中には橋梁 60 橋と 5 箇所のトンネルがあり、5 年毎の点検診断に基づき必要に応じて補修工事を行っています。

③ 林道（作業道含む）

林道は、森林施業の効率化や生産コストの縮減を図る上で不可欠な生産基盤であり、現在は 16 路線、総延長は 30,952m、林内路網密度が 2.95m/ha となっています。本村では林業再生を重要施策と位置付けており、林道及び作業道の整備拡充を図る必要があります。

イ 交通手段の確保

唯一の公共交通として運行していた奈良交通バスが、平成 27 年 9 月末で路線廃止となったため、同年 10 月からは川上村、上北山村並びに本村の 3 村で地域連携コミュニティバス

(ゆうゆうバス)を運行して、住民の移動手段を確保してきました。その後、大淀町と吉野町にも加わっていただき、現在は下北山村から大淀町の南奈良総合医療センターまでのルートで、一日一往復の運行を確保していますが、運行経費の負担増が今後の課題となっています。

また、平成 27 年からは「NPO 法人サポートきなり」が公共交通空白地有償運送事業（旧過疎地有償運送）を開始して、連携コミュニティバスではカバーできない地域への移動手段を低料金で提供しており、村はその運営を支援しています。村内での交通手段としては、村が無料の村内巡回バスを運行しています。

高齢化が進み自動車の運転ができなくなる村民の割合が増える中、“安心してらせる村づくり”を標榜する本村にとって交通手段の確保は重要な課題です。

(2) その対策

ア 道 路

① 国道、県道

本村にとって最も重要な基幹道路は国道 169 号であり、特に上北山村から下北山村の間は旧規格により建設されているため急カーブや狭隘箇所が多く、その再整備を強く要望していきます。国道 425 号は未改良部分が相当量残っていますが、村民生活に関りの深い集落間の改良を優先して要望します。

県道 229 号は、現在工事中の区間が竣工すれば改良工事は完了するので、今後は適正な維持管理について要望していきます。

② 村道

現在改良工事中の 3 路線では、安全対策工事を今後も継続して実施するとともに、災害時の集落孤立化を防ぐために 1 路線の新設を計画しています。橋梁とトンネルでは、法令に基づき 5 年毎の点検を実施し、予防的な修繕工事を計画していきます。

また、集落内の村道では長期間の利用により舗装の損耗が激しい路線があり、利用者の安全確保のため舗装改良を行います。

③ 林道（作業道含む）

現在改良工事中の 1 路線では、安全対策工事を今後も継続して実施するとともに、全路線の橋梁及びトンネルの点検を行い、必要に応じて補修工事を行います。

また、「壊れない作業道」の開設を推進し、本村が目指す持続可能な林業形態である「自伐型林業」の確立を目指します。

イ 交通手段の確保

地域連携コミュニティバス（ゆうゆうバス）を継続するためには一定以上の乗車実績が必要のため、村民だけでなく、下北山村を訪れる観光客等にも運賃割引制度を適用して、利用者の確保に努めます。

また、NPO 法人が運営している公共交通空白地有償運送事業にも引き続いて支援を行い、村が運行している村内巡回バスと併せて村民の移動手段の確保に努めていきます。

目標指標	目標値	備 考
公共交通手段の維持	地域連携コミュニティバスの運行及び公共交通空白地有償運送事業の維持	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	村道大小井ウノス線 改良事業	下北山村	
		村道池郷線 改良事業	下北山村	
		村道小佐田カシモチ線 開設事業	下北山村	
		村道不動線 路側擁壁改修事業	下北山村	
		村道前鬼釈迦線 改良事業	下北山村	
		村道舗装補修事業	下北山村	
		村道橋梁補修事業	下北山村	
		村道トンネル補修事業	下北山村	
	橋梁			
	その他			
	(3)林道	林道トボト谷線 環境保全事業	下北山村	
		林道橋梁補修事業	下北山村	
		林道トンネル補修事業	下北山村	
	(9)過疎地域持続的発展 特別事業	地域連携コミュニティバス(ゆうゆうバス)運行委託事業 (事業内容) コミュニティバス運行委託 (必要性)公共交通機関の無い村にとって、自家用車の無い住民の移動手段が必要。 (効果) 自家用車等を持たない住民の、村外への移動手段が確保できる。	下北山村・上北山村・川上村・吉野町・大淀町	
	公共交通			
	交通施設維持	橋梁点検業務委託事業 (事業内容) 村道橋梁の点検業務を委託 (必要性) 定期的に点検を実施し、対応が必要な個所の抽出、補修等の対策を行うため。 (効果) 地域住民の生活に直結する村内道路の安全確保、維持が図られる。	下北山村	

		橋梁長寿命化修繕計画策定委託事業 (事業内容) 橋梁長寿命化修繕計画の策定委託 (必要性) 橋梁点検の結果を受け、60本の橋梁の長寿命化の方法、時期等の計画を策定する必要がある。 (効果) 地域住民の生活に直結する村内道路の安全確保、維持が図られ、財政負担の軽減と平準化が図られる。	下北山村	
		トンネル点検業務委託事業 (事業内容) 村道トンネルの点検業務を委託 (必要性) 定期的に点検を実施し、対応が必要な個所の抽出、補修等の対策を行うため。 (効果) 地域住民の生活に直結する村内道路の安全確保、維持が図られる。	下北山村	
		トンネル長寿命化計画策定委託事業 (事業内容) トンネル長寿命化計画の策定委託 (必要性) トンネル点検の結果を受け、5カ所のトンネルの長寿命化の方法、時期等の計画を策定する必要がある。 (効果) 地域住民の生活に直結する村内道路の安全確保、維持が図られ、財政負担の軽減と平準化が図られる。	下北山村	
		林道大型構造物点検診断委託事業 (事業内容) 林道内トンネルの点検業務を委託 (必要性) 2カ所のトンネル点検を実施し、対応が必要な個所の抽出、補修等の対策を行うため。 (効果) 森林施業等、林業関係者の業務に直結する林道の安全確保、維持が図られる。	下北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（転記）

(道路)

道路の整備は、村民の日常生活を向上させるために欠かせません。本村が管理している道路は、これまでに改良整備を実施してきましたが、今後も引き続き改良及び災害防除事業を行う必要があります。道路の状況や危険性を考慮した上で、計画的に整備を進めていきます。また、歩行者の安全性や利便性に配慮し、歩行者の多い道路及び園児・児童・生徒の通学路については、重点的に歩道と車道の分離を実施します。

農道、林道についても、老朽化の度合い等を踏まえた補修、改良を計画的に実施します。

(橋梁)

本村が管理している橋梁のうち橋長 15m以上は 24 橋あり、そのうち建設後経過年数 50 年となる橋梁は 8 本、20 年後には 16 本になります。急速に橋梁の高齢化が進むことになり、これまで以上に修繕や架け替えの時期が集中することが見込まれ、財源負担も増加することが考えられます。このようなことから、限られた財源の中で効率的かつ効果的な維持管理を行うために「下北山村 橋梁長寿命化計画」に基づき、定期的な点検を実施し、予防的な修繕計画及び計画的な架け替えを行います。橋梁の長寿命化を図るとともに、将来的な財源負担の軽減と平準化に努めます。

道路及び橋梁の整備や維持・管理等については、上記の下北山村公共施設等総合管理計画

における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合性を図り、長寿命化改修を基本としながら必要に応じて更新するなど適正に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

水道施設については平成 25 年に簡易水道の統合が完了し、6 カ所の浄水場から村内 100% の給水体制が確立しています。今後は既存施設の適切な維持管理をおこなうとともに、浄水場施設や配水管等の耐震化を進める必要があります。

また、過疎化に伴って給水人口が減少しているため、長期的に水道料金収入の減少が見込まれ、今まで以上の運営効率化が必要です。

イ 下水処理

本村では下水道施設は無く、村内全域で合併処理浄化槽の普及を推進しています。水洗化率は令和元年度で 81.4% となっていますが、その中には単独処理浄化槽も含まれており、合併処理浄化槽だけでは 72.3% です。河川の水質保全をはじめとした生活環境の整備の観点からも、合併処理浄化槽の更なる普及が必要ですが、高齢者の一人暮らし世帯等では、費用の問題等で設置が進まないのが現状です。

ウ 廃棄物処理

ごみ処理及びし尿処理については、上下北山衛生一部事務組合によって広域的処理を行っています。

ごみ処理施設は、平成 15 年にダイオキシン対策を施した最新の焼却施設（上下北山クリーンセンター）が完成し、大気汚染対策等には万全の施設体制が整いましたが、施設稼働後 15 年以上が経過し、ゴミ焼却プラントの維持修繕に毎年多額の費用が掛かっています。また、平成 17 年 10 月以降はゴミ処理の有料化が実施され、ゴミ排出量の抑制と資源ごみのリサイクル化が図られています。

し尿処理施設については施設完成後 49 年を経過しており、平成 29 年には遠心分離機更新等の大規模改修を行っていますが、施設全体の老朽化が課題となっております。

エ 火葬場

火葬場についても上記と同じく上下北山衛生一部事務組合により運営し、操業年数が 33 年を経過しています。近年は、生活様式の変化に伴い地元での葬儀実施が減って近隣市町の葬儀業者で行う事例が多くなり、火葬場の利用件数も減少しています。

オ 消防・救急・防災

消防体制は、奈良県広域消防組合と地域の消防団により構成されています。奈良県広域消防組合は橿原市に本部はありますが、村内には吉野消防署北山分署が配置され本村及び隣村の上北山村を管轄しており、消防・救急活動、火災予防意識の普及等に努めています。一方、村消防団は3分団（定数 110 人）で構成されており、住民の生命と財産を災害から守り生活の安全を図っていますが、過疎化に伴って若手団員の担い手が不足するとともに、団員全体の高齢化が進んでいます。

また、本村では集落内に 52 基の防火水槽と 156 基の消火栓を設置して、万が一の火災発生に備えています。防火水槽の中には設置後 30 年以上経過したものが多く、漏水が発生している防火水槽もあり、その維持補修が課題となっています。消防車両についても一部で老朽化が激しく、購入後 30 年以上を経過しているものもあります。

カ 公営住宅

村内の公営住宅は 74 戸（63 棟）あり、令和 3 年 4 月時点で 69 戸が入居しており村の世帯数の 12.7%を占めています。昭和 56 年から平成 14 年までの間に建築されたもので、一部は老朽化が激しく大規模改修及び改築が必要となっています。

（2）その対策

ア 水 道

簡易水道事業は、令和 5 年度までに公営企業会計に移行することが求められているため、それまでに関係する例規整備や公営企業会計システムの導入を行います。

本村の簡易水道事業は普及率 100%を達成しており、今後は、6 カ所ある浄水場施設の適切な維持管理と事業の効率的な運営が必要です。送水管・配水管についても、耐用年数を迎える箇所から管路の耐震化を計画的に進めていきます。

また、過疎化の進行により給水人口が急減している給水区域では、維持管理経費の低減を図る上でも、隣接する給水区域との一体化を検討していきます。

イ 下水処理

合併処理浄化槽設置整備補助金事業を促進し、村民の生活環境の改善を図るとともに、河川環境の改善を推進します。

ウ 廃棄物処理

ごみ処理施設及びし尿処理施設については、事務組合構成村で協議しつつ、計画的かつ予防保全的な修繕改良工事を進めて施設の長寿命化を図っていきます。また、令和 3 年 10 月からはプラスチックごみの分別リサイクルを強化し、ゴミの減量化と持続可能な地域社

会づくりへの取り組みを強化します。

エ 火葬場

施設の利用件数は今後も減少が予想されますが、事務組合構成村で協議しつつ、計画的かつ予防保全的な修繕改良工事を進めて施設の長寿命化を図っていきます。

オ 消防・防災・救急

消防力の総合的な維持・向上を図るため、老朽化した消防車両の計画的な更新を行い、防火水槽の補修・更新を行います。

カ 公営住宅

公営住宅については「公営住宅長寿命化計画」を策定する必要があり、その計画に基づいて改修又は改築を行っていきます。その際には人口変動予測、移住定住政策、生活様式の変化に伴う利用者ニーズに対応した改修・改築等を行います。

目標指標	基準値	目標値	備 考
水洗化率	81.4% (R1 年度)	85.0% (R 7 年度)	
ごみリサイクル率 (直接資源化ゴミのみ)	11.9% (R2 年度)	15.0% (R 7 年度)	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	第2 浄水場施設改修(実施設計、施設改修工事)	下北山村	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	上下北山衛生一部事務組合負担金事業 ごみ焼却施設定期改良事業 ストックヤード新設工事	上下北山 衛生一部 事務組合	
	その他	塵芥収集車購入(ダンプ 1 台)		
	(5)消防施設	防火水槽整備(1基) 消防車両購入(軽 4WD 小型ポンプ積載車 2台)	下北山村 下北山村	
	(6)公営住宅	公営住宅改築事業 公営住宅屋根塗装事業	下北山村 下北山村	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業	簡易水道固定資産台帳整備委託事業 (事業内容) 簡易水道に係る固定資産台帳の整備	下北山村	

		(必要性) 公営企業会計の適用に必要 (効果) 公営企業法適用が可能となる		
		簡易水道事業公営企業法適用例規整備事業 (事業内容) 簡易水道事業の法適用化のための 例規整備 (必要性) 公営企業法の適用に必要 (効果) 公営企業法適用が可能となる	下北山村	
		簡易水道事業公営企業会計システム導入事業 (事業内容) 簡易水道事業の法適用化のための 公営企業会計システム導入 (必要性) 公営企業法の適用に必要 (効果) 公営企業法適用が可能となる	下北山村	
		公営企業法適用移行支援業務 (事業内容) 簡易水道事業の法適用化に伴う会 計方式の変更等、業務全般の事務 習得の支援業務を委託する。 (必要性) 公営企業法の適用に必要 (効果) 公営企業法適用が可能となる	下北山村	
	環境	合併浄化槽設置補助金事業 (事業内容) 合併浄化槽設置に要する費用の一 部補助 (必要性) 費用負担の大きい合併浄化槽の設置 費用の一部を補助することにより設置を促 す。 (効果) 合併浄化槽の設置が加速し、河川環境 の改善に繋がる。	下北山村	
	危険施設撤去	危険家屋撤去費助成事業 (事業内容) 危険家屋の撤去に要する費用の一 部補助 (必要性) 費用の負担がネックとなって進まない 危険家屋の撤去について費用の一 部を補助することにより撤去を促す。 (効果) 危険家屋の撤去が加速する	下北山村	
	防災・防犯	地域防災計画策定事業 (事業内容) 地域防災計画改訂業務の委託 (必要性) 県防災計画改訂及び感染症対策へ の対応のための改訂 (効果) 最新の状況に対応した防災計画となる	下北山村	
	その他	公営住宅長寿命化計画策定事業 (事業内容) 長寿命化計画の策定 (必要性) 公営住宅の更新コスト削減のため (効果) 公営住宅の長寿命化が図られ、ライフサ イクルコストの削減に繋がる	下北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 (転記)
(簡易水道)

簡易水道施設の整備については、村内 100%の供給体制が確立しています。簡易水道管は 1977（昭和 52）年から整備され、まもなく耐用年数を迎える管路もあるため、今後布設替えを計画的に実施し、施設整備及び適切な維持管理を行いながら、安全で安定した水道水供給に努めます。

（公営住宅）

本村が管理している公営住宅は 74 戸あり、村全体の 1 割強を占めており、これまでに若者定住対策として整備を図ってきました。今後は公営住宅の需要を考慮しながら、新築及び建替え、改修を促進するとともに、特に若者・子育て世代に対する入居者補助等の定住支援を充実します。

簡易水道及び公営住宅の整備や維持・管理等については、上記の下北山村公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合性を図り、長寿命化改修を基本としながら必要に応じて更新するなど適正に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（1）現況と問題点

ア 子育て環境

本村では、「下北山村 子ども・子育て支援事業計画」において、『元気・本気でキラキラ輝く子どもづくり』を基本理念と定め、地域をあげて子育てを応援していますが、依然として少子化は進行しています。

本村には民間の保育所等は無く、昭和 61 年に 3 カ所あった村立保育所を統合して 1 カ所とし、現在は 1 歳児からの保育を実施しており、令和 3 年 4 月現在の入所児童は 16 人となっています。また、子育て環境の充実を図るため、早朝保育及び延長保育を実施しており、共働き世帯やひとり親世帯の支援を行っています。

保育所施設については、令和 2 年度に保・小・中合同校舎を建設し、令和 3 年 4 月からは新施設での保育を実施しています。

妊娠・出産時から始まる育児サークル事業と、小学校全学年の児童を対象に放課後児童クラブ（学童保育）も実施しており、妊娠から小学校卒業までの間の切れ目のない子育て支援を目指しています。

イ 高齢者等の保健及び福祉

令和 3 年 3 月末時点の本村の 65 歳以上の高齢者人口は 410 人で、総人口の 48.6%に達しており、2 人に 1 人が高齢者という状態になっています。今後も、高齢化率は少しずつ上昇し、50%を超えていくと思われます。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、心身の健康保持と生き甲斐のある生活を継続できるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みをしていく必要があります。

本村では、デイサービスセンターや高齢者生活支援ハウス「いこいの郷」を整備して、各種の高齢者福祉サービスを提供してきましたが、これらの施設は築 30 年以上を経過しており、建物・設備の老朽化が課題となってきました。また、村内には特別養護老人ホームは無いため、要介護度が高く在宅介護が出来ない場合は、村外の施設を頼らざるを得ない状況です。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 定期的に育児サークルを開催して、妊娠・出産への不安や子育てに悩む保護者の精神的負担の軽減を図り、保護者同士の交流の場を提供していきます。
- ② 赤ちゃん誕生祝い金、おむつ購入費補助、チャイルドシート購入補助等、乳幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- ③ 延長保育を除く保育料の無償化と、保育所・小学校・中学校の給食無償化により、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。
- ④ 放課後児童クラブの充実を図り、放課後の安全な居場所づくりを推進します。

イ 高齢者等の保健及び福祉

本村では、令和 3 年 3 月に「第 8 期下北山村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定しました。この計画に基づき、高齢者の保健及び福祉施策を展開していきます。

① 寝たきりにならない・させない・つくらせない

健康づくり・介護予防の充実施策として、生涯を通じた健康づくりの推進、介護予防・日常生活支援総合事業の推進、自立支援・介護予防・重度化防止の確実な実行に取り組みます。

また、自立した生活の支援施策として、生活支援サービスの充実、家族介護者への支援に取り組みます。

② 認知症高齢者を見守っていきます

認知症高齢者への支援の充実施策として、認知症に対する正しい知識の普及啓発、予防・早期発見・早期対応の推進、認知症高齢者の見守り・支援体制の強化に取り組みます。

③ 高齢者を地域全体で支える体制を考えます

地域包括ケアシステムの深化、介護サービスの充実、高齢者の尊厳の確保、高齢者の快適な住宅・住環境の向上、安心・安全な生活環境の推進に取り組みます。

④ 高齢者が積極的に社会参加できるようにします

高齢者の生きがいがづくりの推進施策として、生涯学習、文化活動、レクリエーション活動を促進し、社会参加と参画を促します。また、地域福祉活動の推進施策として、地区組織活動支援と、地域と行政の協働による地域包括ケアシステムの推進を図ります。

デイサービスセンター及び高齢者生活支援ハウス「いこいの郷」の施設管理については、長寿命化を基本に、今後 10 年以内程度を目途に改修を検討します。

目標指標	基準値 (R2 年度実績)	目標値 (R3～R7 の平均値)	備 考
特定健診受診率	57.8%	60%	
要介護認定者数の割合	27.95%	25%	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所改修整備	下北山村	
	(3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	高齢者福祉施設改修整備(受電設備)	下北山村	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども子育て支援事業 (事業内容) 赤ちゃん誕生祝い金、おむつ購入補助、チャイルドシート購入補助 (必要性) 人口減少対策として、子育て世代の経済的負担の軽減対策が必要 (効果) 子どもを多く持とうとする保護者が増える 子ども子育て事業計画策定事業 (事業内容) 子ども子育て事業計画の策定委託 (必要性) 5 年毎に、地域の状況・ニーズに対応した計画の策定が必要 (効果) ニーズに対応した適切な事業が計画的に実施できる	下北山村 下北山村	
	高齢者・障がい者福祉	高齢者生きがいと健康づくり推進事業 (事業内容) 老人クラブ運営補助 (必要性) 高齢者の生きがいがづくりと孤立化防止のため必要 (効果) 高齢者が社会活動に積極的に参加することで、健康維持と地域の活性化に繋がる。 障害福祉計画等策定事業 (事業内容) 障害福祉計画等の策定委託	下北山村 下北山村	

		(必要性) 国の制度改革や、地域の状況・ニーズに対応した計画の策定が必要 (効果) ニーズに対応した適切な事業が計画的に実施できる		
	その他	妊産婦健診負担金助成事業 (事業内容) 妊産婦健診費用の補助、妊娠判定受診費用の助成 (必要性) 出生率向上のため、妊産婦の経済的負担を軽減する必要がある (効果) 子どもを多く持とうとする保護者が増える	下北山村	
		地域福祉計画策定事業 (事業内容) 地域祉計画の策定委託 (必要性) 国の制度改革や、地域の状況・ニーズに対応した計画の策定が必要 (効果) ニーズに対応した適切な事業が計画的に実施できる	下北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（転記）

（学校系教育施設、子育て支援施設）

本村は、これまでに統廃合を繰り返し実施しており、現在使われている小・中学校は下北山小学校と下北山中学校の1校ずつ、保育所は下北山保育所の1箇所となっています。これらの施設は、本村の子供たちが保育所から中学校卒業まで一貫して通う学習の場となっており、子供たちの安心・安全な学習環境を維持するための検討が重要となります。建築後50年以上が経過している下北山中学校をはじめとする老朽化が進行している施設があり、順次更新時期を迎えることから、校舎の統合や小中一貫教育を検討した上で、計画的に改修・整備を進めていきます。

（保健・福祉施設）

本村においては高齢化の進行により、年々介護サービス利用者の増加が見込まれるため、介護サービスの拠点として高齢者生活支援ハウス「いこいの郷」の改修及び維持管理に努めます。

子育て支援施設や保健・福祉施設の整備や維持・管理等については、上記の下北山村公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合性を図り、長寿命化改修を基本としながら必要に応じて更新するなど適正に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

医療体制については、村内で唯一の医療機関である国保診療所において、ほぼ全ての診療科の診療を実施しています。医師は、原則として自治医科大学出身の医師1名が、2年交代で奈良県より派遣され常駐しています。

また、令和2年5月には国保診療所内に歯科診療所を併設し、奈良県立医科大学附属病

院から歯科医師の派遣を受けて、週 1 回の診療を行っています。

救急体制については、平成 28 年 4 月に奈良県南部の 1 市 3 町 8 村及び奈良県が連携して南奈良総合医療センターを開院し、奈良県南部地域の中核病院及び救急医療の拠点施設として診療を開始しています。また、平成 29 年 3 月からは奈良県のドクターヘリが同医療センターに配備され、南和地域の救急医療体制は格段に向上しました。

このように、山間へき地であっても最低限の医療は確保しているものの、財政規模の小さい本村にとって医療体制維持に係る経費は大きな負担となっています。加えて、国保診療所については、耐震性は確認されているものの建築後 42 年が経過しており、全体的に劣化が進んでいることと、ユニバーサルデザイン化にも制約があります。また、医師住宅は築 52 年と更に古く、劣化が激しいため現在は使用されていません。

(2) その対策

医療体制の充実が住民生活にとって最重要課題の一つであり、医療施設の整備及び最新の医療機器の導入を推進します。

- ・国保診療所及び医師住宅については老朽化が激しいため、建て替えを基本として早急に検討を行います。
- ・医師、看護師の確保・定着を目指した取り組みを進め、安定した医療が供給できる体制づくりを推進します。

目標指標	目標値	備 考
住民満足度	地域医療に対する住民満足度を上げる	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	下北山国保診療所改築事業	下北山村	
	患者輸送車	高規格患者輸送車購入(1 台)	下北山村	
	その他	医療機器更新事業 (超音波診断装置、心電図計、電子カルテシステム、レントゲン装置)	下北山村	
		医師住宅改築事業	下北山村	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業	地域医療確保事業 (事業内容) 医師派遣負担金及び整形外科外来委託 (必要性) 村内唯一の医療機関である国保診療所の医師確保のため (効果) 地域医療の維持が図られている	下北山村	

		南和公立病院運営体制(医師確保)構築事業 (事業内容) 南奈良総合医療センターの医師確保のための負担金 (必要性) 南和地域の救急医療体制維持のため (効果) 南和地域の救急医療体制が保たれている	南和広域 医療企業 団	
--	--	---	-------------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（転記）
（医療施設）

医療施設についても、現在の国保診療所の改修若しくは移転も検討します。

医療施設の整備や維持・管理等については、上記の下北山村公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合性を図り、建て替えを基本とした施設整備を早急に検討します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育について

本村では、昭和 30 年代に村内でそれぞれ 3 校あった小学校および中学校が、過疎化の進行とともに児童・生徒数も減少したため、昭和 39 年に中学校を統合し、昭和 61 年には小学校も統合され各 1 校になりました。その後も減少は続き、小中学校を単独で運営していくには教育面や施設維持の面でも課題が生じていました。

そのため、令和 2 年度に小学校及び中学校に加えて保育所も含めた保・小・中合同校舎を建設しました。新校舎建設と同時に、国が推進する GIGA スクール構想の実現に向けて校内 LAN 環境の整備と、児童・生徒一人 1 台の情報端末の整備を行っております。

なお、令和 3 年 4 月現在の児童・生徒数は、小学生が 20 人、中学生は 11 人となっており、殆どがスクールバス通学をしています。また、本来であれば複式学級となる学年が多数ありますが、きめ細かな教育の実現のために、村費教員を独自に採用して複式学級の解消を図っています。小中学校の教職員は村外からの赴任者が多く、村では教員住宅を整備していますが、それらは建設後 40 年以上の建物で村内各地域に点在しており、老朽化による劣化が課題となっています。

高等学校への進学については自宅から通学できる学校が無いため、中学校卒業と同時に親元を離れての生活を余儀なくされるという地理的課題があります。そのため、高校生・大学生を持つ保護者には大きな経済的負担となっています。

イ 社会教育について

社会教育の充実、地域住民が生き甲斐のある生活を送るための重要な要素です。本村では、9種類の公民館教室を実施して生涯学習の充実を図っており、地域のコミュニティ活動や住民団体の活動も支援しています。

社会体育では、下北山スポーツ公園、池の平ゴルフ場、学校体育施設並びに各地区のゲートボール場等の施設整備を行い、地域住民が気軽に生涯スポーツを楽しめる機会の提供を行ってきました。

(2) その対策

ア 学校教育について

学校教育施設については、令和2年度に保・小・中合同校舎、グラウンド、プールが完成し、平成22年に改築した体育館と合わせて、適切な維持管理に努めていきます。

教育内容の充実においては、令和4年度には小中一貫教育から義務教育学校への移行を目指し、9年間の学びをつなぐ一貫した指導、中学校教員による小学校高学年への専科授業の実施等、教育の質の向上を図ります。また、きめ細かな教育の実現のために、引き続いて村費教員を採用して複式学級の解消を図ります。

教職員の生活環境の改善のため、老朽化が激しい教員住宅を集約化して集合住宅形式の教員住宅を整備します。

高校生を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、従来より行っている「県立寮入寮生への寮費補助制度」に加えて、令和3年度より「高校生活応援補助金制度」を実施します。

イ 社会教育について

本村では、8大字に集会施設及び避難所を兼ねた公民館を設置しており、地域活動や社会教育活動にも活用されています。これらの中には老朽化が激しいものもあり、個別の状況を確認しながら改修等を行っていきます。また、廃校に伴って空き施設となった学校体育館を、社会体育施設等に改修して有効活用を図ります。

目標指標	目標値	備 考
教育体制の確立	小中一貫教育から義務教育学校への移行と教育体制の確立	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 教職員住宅	教職員住宅改築事業	下北山村	
	屋外運動場	屋外運動場防球ネット設置事業	下北山村	

	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	寺垣内コミュニティセンター補修事業	下北山村	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	中学生海外短期語学留学事業 (事業内容) 夏休みに約 10 日間の海外短期留学を実施(オーストラリア) (必要性) 異文化体験、グローバル感覚・コミュニケーション能力育成のため (効果) 国際感覚の必要性を実感している	下北山村	
	高等学校	奈良県立寮入寮応援事業 (事業内容) 県立寮入寮の高校生の保護者に対し、寮費の一部を補助する (必要性) 保護者の経済的負担軽減のため (効果) 子育て・教育支援の一環で、保護者の定住に繋がっている。	下北山村	
		高校生活応援事業 (事業内容) 高校生を持つ保護者に対し、高校就学経費の一部を補助する (必要性) 保護者の経済的負担軽減のため (効果) 子育て・教育支援の一環で、保護者の定住に繋がっている。	下北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（転記）
（学校系教育施設、子育て支援施設）

本村は、これまでに統廃合を繰り返し実施しており、現在使われている小・中学校は下北山小学校と下北山中学校の 1 校ずつ、保育所は下北山保育所の 1 箇所となっています。これらの施設は、本村の子供たちが保育所から中学校卒業まで一貫して通う学習の場となっており、子供たちの安心・安全な学習環境を維持するための検討が重要となります。建築後 50 年以上が経過している下北山中学校をはじめとする老朽化が進行している施設があり、順次更新時期を迎えることから、校舎の統合や小中一貫教育を検討した上で、計画的に改修・整備を進めていきます。

（村民文化系施設）

公民館や集会所は、普段から多くの村民が利用するとともに、災害発生時には避難所として指定されている施設がほとんどです。耐震補強工事は全て完了していますが、今後は老朽化に伴う改修を優先的に行い、更なる安全性の確保に努めます。また、生涯学習の推進や地域活性化等の多様な機能の確保に努め、維持管理の効率化を推進します。

学校教育系施設、子育て支援施設及び村民文化系施設の整備や維持・管理等については、上記の下北山村公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合性を図り、長寿命化改修を基本としながら必要に応じて更新するなど適正に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村では、村内の8大字すべてが国道と県道により環状に連なっているため「末端集落」と呼ばれるような地区は無く、行政サービスの提供に特に困難な集落はありません。しかし、集落によっては著しく高齢化が進み人口が急減している地域もあり、地域自治の機能維持が困難な集落も発生しています。

また、村内全域で空き家が増加しており、特に危険家屋の増加が今後の大きな問題となりつつあります。

(2) その対策

- ・村内の空き家を紹介する「空き家バンク」制度の運営支援や、移住・定住希望者に対する空き家取得・改修補助制度を充実し、空き家解消と移住・定住促進を同時に図ります。
- ・集落内の家屋や農地に悪影響を及ぼす「危険木・障害木」の伐採を推進し、美しい住環境を守ると同時に、安心して暮らせる集落の形成を促します。

目標指標	基準値 (H28～R2の平均値)	目標値 (R3～R7の平均値)	備考
空き家バンク活用件数 (有効相談件数)	17件	20件	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	集落環境整備補助金事業 (事業内容) 集落内の危険木・障害木を伐採する際に経費の一部を補助 (必要性) 伐採経費が高く、伐採が進まないため (効果) 集落内の危険要因が減少し、景観も良くなる	下北山村	
		空き家活用相談事業 (事業内容) 空き家バンク運営業者への委託 (必要性) 空き家所有者と移住希望者等のマッチングが必要 (効果) 空き家の売買及び賃貸に繋がり、管理されることにより集落環境が改善される	下北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本村には、修験道の開祖といわれる役行者（えんのぎょうじゃ）にまつわる逸話や史跡が幾つも残っています。特に、平成 16 年に世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である「大峰奥駆道」は本村の西部を縦貫しており、その一部である「前鬼」集落跡は、役行者に所縁の深い地域です。他に、明神池を御神体とする池神社とその伝説などがあります。

歴史民俗資料館ではこれらにまつわる文献等が多数保管されており、その他にも村の歴史や生活文化、民話や民謡等、様々な資料を所蔵していますが、それらを調査・研究し適切に後世に伝えるための人材や手法を確保しなければなりません。

また、本村の出身者の中には著名な文化人がおられ、仮名書の第一人者で文化勲章受章者の杉岡華邨先生をはじめ、各界に著名人を多数輩出した「文化学院」の創設者である西村伊作氏などです。

村では、令和元年に杉岡華邨記念館を建設し、作品や関係資料を展示しています。

(2) その対策

- ・「前鬼」集落跡を含む大峰奥駆道は重要な歴史文化遺産であり、適切に管理・保存していきます。
- ・歴史民俗資料館に保管されている古文書等の調査・研究を進め、地域の歴史文化の掘り起こしと伝承に努めます。
- ・歴史民俗資料館及び杉岡華邨記念館の施設の適正な維持管理に努め、文化的価値だけでなく観光資源として活用していきます。

目標指標	基準値 (R 2 実績)	目標値 (R3～R7 の平均値)	備 考
歴史民俗資料館及び杉岡華邨記念館の入館者数	2, 372 人	5, 000 人	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	歴史民俗資料館改修事業	下北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（転記）
（社会教育系施設）

歴史民俗資料館は社会教育の主要施設であり、予防保全的な維持管理に努め長寿命化を図ります。

社会教育系施設の整備や維持・管理等については、上記の下北山村公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合性を図り、長寿命化改修を基本としながら適正に実施します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本村は、年間雨量が 2500 ミリから多い年には 4500 ミリを超えることもある多雨地帯です。その豊富な水資源を利用すべく、昭和 30 年代に最高出力 35 万 kw の池原ダム発電所が電源開発㈱によって建設され、関西電力と中部電力に供給されています。

また、平成 5 年には最高出力 97kw の小さな村営水力発電所（小又川小水力発電所）を建設し、隣接する下北山スポーツ公園に電力供給を行い自家消費されてきました。この小又川発電所に関しては、市民生活協同組合ならコープグループとの共同事業として、最高出力を約 180kw に増強する工事を行い、令和 2 年度から FIT 制度により全量を売電しています。

このように、水力発電については古くから関係の深い本村ですが、その他の再生可能エネルギーに関しての実績は乏しい状況です。太陽光発電では、民間事業者による小規模の発電施設が 2 カ所ありますが、その他では個人住宅の太陽光発電にとどまっており、公共施設での実績はありません。

(2) その対策

本村は急峻な山間地域に位置するため、日照条件は概して不利な状況です。その中でも、比較的日照条件の良い公共施設を選定し、太陽光発電設備の設置を検討していきます。

目標指標	基準値 (R2 年度の実績)	目標値 (R7 年度累計)	備 考
再生可能エネルギー利用の公共施設数	0 カ所	2 カ所	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギー利用の促進	(1)再生可能エネルギー利用施設	公共施設太陽光発電設備整備事業	下北山村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当なし

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

持続可能な村づくり実現のためには、住民と行政が一体となった村づくりを推進していく必要があります。このため、住民一人ひとりが村づくりに積極的に参加・参画できるよう情報の公開に努め、広報・広聴活動の充実とともに、住民団体・組織との連携を図っていくことが重要です。

さらに、村行財政運営の効率を高めるため、業務の省力化、職員の資質の向上に努め、多様化する住民のニーズにきめ細かく対応していく必要があります。その上で、下北山村の地域特性を活かした行政施策、事業の適切で効率的な運営を図るために、国、県、近隣市町村など関係機関との連携に努めることが重要です。

役場庁舎については、老朽化が激しくかつ耐震性が無いため、近い将来発生すると言われていた南海トラフ地震には耐えられず早急な対応が課題となっています。また、その他の公共施設についても将来的な活用を見据え計画の再検討を行う必要があり、それに伴って各種施策の修正も必要です。

(2) その対策

持続可能な村づくりの実現に住民が積極的に参画できるよう、行政情報の公開とともに広報・広聴の充実に努めます。

また、役場庁舎の整備方針を早急に定め、南海トラフ地震や豪雨等の災害発生時にも適切な対応できるよう施設整備事業を急ぎます。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
12 その他地域の 持続的発展 に関し必要な事 項	(1)役場庁舎	役場庁舎整備事業	下北山村	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業	公共施設等総合管理計画改訂事業 (事業内容) 計画改訂業務の委託 (必要性) 国より同計画の見直しに係る記載事 項の追加や変更が示されたことによ り、同計画の改訂が必要となった。 (効果) 公共施設の長期的な管理について、よ り適切かつ効率的な実施に繋がる。	下北山村	
		地方創生総合戦略策定	下北山村	

		(事業内容) 地方創生総合戦略策定業務の委託 (必要性) 同計画は PDCA サイクルを廻して定期的な見直しが必要。 (効果) 定期的な見直しにより、各種施策の効果が高まる。		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（転記）

（行政系施設）

行政活動の拠点施設として位置づけられる村役場は、現状では耐震性に問題があることから、対策の方向性を早期に決定し、計画的に整備を進めます。

役場庁舎の整備や維持・管理等については、上記の下北山村公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合性を図り、対策の方向性を早期に決定し、計画的に整備を進めます。

事業計画(令和3年度～7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	移住定住住宅取得・改修補助事業 (事業内容) 移住定住のための住宅取得・改修費用の一部補助 (必要性) 移住希望者の経済的負担の軽減が必要 (効果) 移住へのハードルが下がり移住者増加に繋がる 定住促進住宅家賃補助事業 (事業内容) 一定年齢以下の世帯に対する賃貸住宅家賃補助 (必要性) 若者・子育て世代の経済的負担を軽減し、転出抑制を図る (効果) 転出者の抑制に繋がる	下北山村 下北山村	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展 特別事業	商工会運営費補助 (事業内容) 商工会への運営補助金 (必要性) 中小企業の支援のため、経営改善普及事業等を行う商工会に対し補助が必要。 (効果) 中小企業の経営改善等を通して地域経済の活性化が図られる。 商工会等イベント助成 (事業内容) 商工関係のイベント開催の補助金 (必要性) イベント開催による集客アップ、知名度アップ、物産販売促進が必要。 (効果) 商工業者の生産販売増と、地域活性化に繋がる。 プレミアム商品券事業 (事業内容) 村内限定プレミアム商品券の発行 (必要性) 村外へ流れてしまう消費を戻し、村内での経済サイクルを拡大する必要がある。 (効果) 村内消費が拡大し、地域経済が活性化する。 観光パンフレット作成 (事業内容) 観光パンフレットの作成 (必要性) 村の観光を広く宣伝するため (効果) 観光客誘致を図り、地域の活性化に繋がる。 起業支援事業 (事業内容) 村内の新規起業家への補助金 (必要性) 新たに起業を考える者の経済的負担のハードルを下げる必要がある。 (効果) 起業が増加し地域活性化に繋がる。	下北山村 下北山村 下北山村 下北山村	
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9)過疎地域持続的発展 特別事業	地域連携コミュニティバス(ゆうゆうバス)運行委託事業	下北山村・上北山村・川上村・吉野町・大淀町	

	公共交通	(事業内容) コミュニティバス運行委託 (必要性) 公共交通機関の無い村にとって、自家用車の無い住民の移動手段が必要。 (効果) 自家用車等を持たない住民の、村外への移動手段が確保できる。		
	交通施設維持	橋梁点検業務委託事業 (事業内容) 村道橋梁の点検業務を委託 (必要性) 定期的に点検を実施し、対応が必要な個所の抽出、補修等の対策を行うため。 (効果) 地域住民の生活に直結する村内道路の安全確保、維持が図られる。	下北山村	
		橋梁長寿命化修繕計画策定委託事業 (事業内容) 橋梁長寿命化修繕計画の策定委託 (必要性) 橋梁点検の結果を受け、60本の橋梁の長寿命化の方法、時期等の計画を策定する必要がある。 (効果) 地域住民の生活に直結する村内道路の安全確保、維持が図られ、財政負担の軽減と平準化が図られる。	下北山村	
		トンネル点検業務委託事業 (事業内容) 村道トンネルの点検業務を委託 (必要性) 定期的に点検を実施し、対応が必要な個所の抽出、補修等の対策を行うため。 (効果) 地域住民の生活に直結する村内道路の安全確保、維持が図られる。	下北山村	
		トンネル長寿命化計画策定委託事業 (事業内容) トンネル長寿命化計画の策定委託 (必要性) トンネル点検の結果を受け、5カ所のトンネルの長寿命化の方法、時期等の計画を策定する必要がある。 (効果) 地域住民の生活に直結する村内道路の安全確保、維持が図られ、財政負担の軽減と平準化が図られる。	下北山村	
		林道大型構造物点検診断委託事業 (事業内容) 林道内トンネルの点検業務を委託 (必要性) 2カ所のトンネル点検を実施し、対応が必要な個所の抽出、補修等の対策を行うため。 (効果) 森林施業等、林業関係者の業務に直結する林道の安全確保、維持が図られる。	下北山村	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	簡易水道固定資産台帳整備事業 (事業内容) 簡易水道に係る固定資産台帳の整備 (必要性) 公営企業会計の適用に必要 (効果) 公営企業法適用が可能となる 簡易水道事業公営企業法適用例規整備事業 (事業内容) 簡易水道事業の法適用化のための例規整備 (必要性) 公営企業法の適用に必要 (効果) 公営企業法適用が可能となる	下北山村 下北山村	

		簡易水道事業公営企業会計システム導入事業 (事業内容) 簡易水道事業の法適用化のための公営企業会計システム導入 (必要性) 公営企業法の適用に必要 (効果) 公営企業法適用が可能となる 公営企業法適用移行支援業務 (事業内容) 簡易水道事業の法適用化に伴う会計方式の変更等、業務全般の事務習得の支援業務を委託する。 (必要性) 公営企業法の適用に必要 (効果) 公営企業法適用が可能となる 危険家屋撤去費助成事業 (事業内容) 危険家屋の撤去に要する費用の一部補助 (必要性) 費用の負担がネックとなって進まない危険家屋の撤去について費用の一部を補助することにより撤去を促す。 (効果) 危険家屋の撤去が加速する 防災・防犯 地域防災計画策定事業 (事業内容) 地域防災計画の改定 (必要性) 県防災計画改定及び感染症対応のための改定 (効果) 最新の状況に対応した防災計画となる その他 公営住宅長寿命化計画策定事業 (事業内容) 長寿命化計画の策定 (必要性) 公営住宅の更新コスト縮減のため (効果) 公営住宅の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストの縮減に繋がる	下北山村 下北山村 下北山村 下北山村 下北山村	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障がい者福祉	子ども子育て支援事業 (事業内容) 赤ちゃん誕生祝い金、おむつ購入補助、チャイルドシート購入補助 (必要性) 人口減少対策として、子育て世代の経済的負担の軽減対策が必要 (効果) 子どもを多く持とうとする保護者が増える 子ども子育て事業計画策定事業 (事業内容) 子ども子育て事業計画の策定委託 (必要性) 5年毎に、地域の状況・ニーズに対応した計画の策定が必要 (効果) ニーズに対応した適切な事業が計画的に実施できる 高齢者生きがいと健康づくり推進事業 (事業内容) 老人クラブ運営補助 (必要性) 高齢者の生きがいづくりと孤立化防止のため必要 (効果) 高齢者が社会活動に積極的に参加す	下北山村 下北山村 下北山村	

		ることで、健康維持と地域の活性化に繋がる。 障害福祉計画等策定事業 (事業内容) 障害福祉計画等の策定委託 (必要性) 国の制度改革や、地域の状況・ニーズに対応した計画の策定が必要 (効果) ニーズに対応した適切な事業が計画的に実施できる 妊産婦健診負担金助成事業 (事業内容) 妊産婦健診費用の補助、妊娠判定受診費用の助成 (必要性) 出生率向上のため、妊産婦の経済的負担を軽減する必要がある (効果) 子どもを多く持とうとする保護者が増える 地域福祉計画策定事業 (事業内容) 地域祉計画の策定委託 (必要性) 国の制度改革や、地域の状況・ニーズに対応した計画の策定が必要 (効果) ニーズに対応した適切な事業が計画的に実施できる	下北山村 下北山村 下北山村	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	地域医療確保事業 (事業内容) 医師派遣負担金及び整形外科外来委託 (必要性) 村内唯一の医療機関である国保診療所の医師確保のため (効果) 地域医療の維持が図られている 南和公立病院運営体制(医師確保)構築事業 (事業内容) 南奈良総合医療センターの医師確保のための負担金 (必要性) 南和地域の救急医療体制維持のため (効果) 南和地域の救急医療体制が保たれている	下北山村 南和広域医療企業団	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 高等学校	中学生海外短期語学留学事業 (事業内容) 夏休みに約 10 日間の海外短期留学を実施(オーストラリア) (必要性) 異文化体験、グローバル感覚・コミュニケーション能力育成のため (効果) 国際感覚の必要性を実感している 奈良県立寮入寮応援事業 (事業内容) 県立寮入寮の高校生の保護者に対し、寮費の一部を補助する (必要性) 保護者の経済的負担軽減のため (効果) 子育て・教育支援の一環で、保護者の定住に繋がっている。	下北山村 下北山村	

		高校生活応援事業 (事業内容) 高校生を持つ保護者に対し、高校就学経費の一部を補助する (必要性) 保護者の経済的負担軽減のため (効果) 子育て・教育支援の一環で、保護者の定住に繋がっている。	下北山村	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落環境整備補助金事業 (事業内容) 集落内の危険木・障害木を伐採する際に経費の一部を補助 (必要性) 伐採経費が高く、伐採が進まないため (効果) 集落内の危険要因が減少し、景観も良くなる 空き家活用相談事業 (事業内容) 空き家バンク運営業者への委託 (必要性) 空き家所有者と移住希望者等のマッチングが必要 (効果) 空き家の売買及び賃貸に繋がり、管理されることにより集落環境が改善される	下北山村 下北山村	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2)過疎地域持続的発展特別事業	公共施設等総合管理計画改定事業 (事業内容) 計画改訂業務の委託 (必要性) 国より同計画の見直しに係る記載事項の追加や変更が示されたことにより、同計画の改定が必要となった。 (効果) 公共施設の長期的な管理について、より適切かつ効率的な実施に繋がる。 地方創生総合戦略策定 (事業内容) 地方創生総合戦略策定業務の委託 (必要性) 同計画は PDCA サイクルを廻して定期的な見直しが必要。 (効果) 定期的な見直しにより、各種施策の効果が高まる。	下北山村 下北山村	